自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定希少野生動植物種の指定について

1 経緯

- 本県は、平成20年3月に「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(以下「条例」という。)を改正し、県内に生息又は生育する絶滅するおそれのある野生動植物の種のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲等を禁止するなどの制度を設けた。
- この指定希少野生動植物種は、学識者など専門家を構成員とする「愛知県絶滅危惧種等調査検討会」の指導・助言を受けた上で、愛知県環境審議会の意見を聴き、知事が指定している。
- これまでには、平成22年3月に、コノハズクを始め動物7種、ナガバノイシモチソウを始め植物4種を、平成27年2月にキンセイラン及びエンシュウツリフネの植物2種を、平成28年3月にアカハライモリ渥美種族の動物1種とヤチヤナギの植物1種を指定し、合計15種を指定希少野生動植物種に指定している。

[指定希少野生動植物種の概要]

愛知県に生息・生育する野生動植物

うち、絶滅のおそれのある種

(約16, 180種(動物11, 960種、植物4, 220種)) _____

(848種(動物337種、植物511種))

指定希少野生動植物種(H29.12現在)

【動物】コノハズク、アカウミガメ、ナガレタゴガエル、アカハライモリ渥美種族、ウシモツゴ、ヒメヒカゲ、ミカワホラヒメグモ、オモイガケナマイマイ(8種) 【植物】キンセイラン、ヤチヤナギ、ハギク

【植物】 キンセイラン、ヤチヤナギ、ハギクソウ、ナガバノイシモチソウ、シロバナナガバノイシモチソウ、エンシュウツリフネ、ナガボナツハゼ(7種)

2 指定希少野生動植物種の指定要件(条例第35条第1項)

次のいずれかに該当する野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があると認めるもの。

- ① 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- ② その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- ③ その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- ④ その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- ⑤ 以上のほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物

3 今回(平成30年3月)の指定候補(案)

種名	選定理由	レッドリスト 評価区分	
(生育地)		県**2	国
ミカワサンショウウオ*1 (新城市、岡崎市、豊田 市:山地森林)	○ 個体数が著しく少ない(2-①)○ 個体数が著しく減少しつつある(2-②)○ 愛好家による採集圧が高い(2-⑤)	IA類	_
ウラジロギボウシ (新城市:山地岩崖地)	○ 個体数が著しく少ない(2-①)○ 個体数が著しく減少しつつある(2-②)○ 愛好家による採集圧が高い(2-⑤)	IA類	IB類
イワナシ (春日井市、小牧市:丘 陵地のやせ山)	○ 個体数が著しく少ない(2-①)○ 個体数が著しく減少しつつある(2-②)○ 愛好家による採集圧が高い(2-⑤)	IA 類	I

※1 平成29年8月に新種に認定(それ以前から「サンショウウオの一種」としてレッドリストに記載されていた種)

※2 愛知県レッドリストの評価区分は、2015年1月公表の「レッドリストあいち2015」のもの





ウラジロギボウシ

イワナシ

4 指定による効果

〇捕獲等の禁止

- ・生きている個体の捕獲、殺傷、採取、損傷の原則禁止(1年以下の懲役又は100万円 以下の罰金)
- ・違法に捕獲等された種の譲渡し等の禁止
- ・学術研究、繁殖目的の捕獲等の場合は、原則捕獲等の許可が必要

<参考>

1 「絶滅のおそれがある種」の評価区分と概要

	「レッドリストあいち」 における評価区分		概要
	絶滅		愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。
	(動物 24、植物 50)		野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。
	絶滅危惧 I 類		絶滅の危機に瀕している種。
絶	(動物 204、植物 305)		現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野
滅			生での存続が困難なもの。
\mathcal{O}		絶滅危惧 I A類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いも
おそれがあ		(動物 111、植物 104)	\mathcal{O}_{\circ}
		絶滅危惧 I B 類	IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険
		(動物 93、植物 201)	性が高いもの。
	絶滅危惧Ⅱ類		絶滅の危険が増大している種。
る 種	(動物 133、植物 206)		現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近
1里			い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考え
			られるもの。
	準絶滅危惧類		存続基盤が脆弱な種。
	(動物	勿196、植物 121)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては
			「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

- (注1)() 内の数字は、掲載種数
- (注2) この他に、「情報不足」、「地域個体群」、「国リスト」などの評価区分がある
- (注3)「レッドリストあいち」とは、愛知県の野生動植物種を絶滅のおそれの程度に応じてランク付け したリスト

2 愛知県絶滅危惧種等調査検討会における指定希少種の選定

専門的な見知から以下の留意事項をもとに、指定希少種の候補種を検討。

[選定に当たっての留意事項]

- 国内における主要な生息地等が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退が、 国内におけるその種の絶滅又は衰退となる種等、本県の自然環境の特性を象徴する ような種を選定すること。
- 個体としての識別が可能な大きさ、形態を有している種を選定すること。
- 現に適切な保護活動が行われているなど指定希少野生動植物種に指定することで、 効果的に保護が図られると考えられる種を選定すること。
- 県民の関心が高いなど指定希少野生動植物種に指定することで、一層その種の保護 についての普及啓発が図られると考えられる種を選定すること。
- 他法令(種の保存法、鳥獣保護法、文化財保護法、水産資源保護法など)により、 その種の捕獲又は採取が禁止されているものについては、基本的には選定しないこ と。ただし、生息地保護区の指定、保護管理事業の実施の必要性が高い場合など、 特段の理由がある場合はこの限りではない。

「愛知県絶滅危惧種等調査検討会の委員一覧」

専門分野	委 員
維管束植物	芹沢 俊介(愛知教育大学名誉教授)
	村松 正雄 (元瀬戸市立水無瀬中学校教諭)
蘚類	成田 務(鳳来寺山自然科学博物館学術委員)
苔類	山田 耕作((公財)服部植物研究所非常勤研究員)
哺乳類	子安 和弘 (愛知学院大学歯学部講師)
鳥類	高橋 伸夫(愛知県野鳥保護連絡協議会議長)
両生類・爬虫類	島田 知彦 (愛知教育大学准教授)
魚類	谷口 義則 (名城大学理工学部准教授)
昆虫類	間野 隆裕(日本鱗翅学会幹事)
クモ類	緒方 清人 (日本蜘蛛学会評議員)
貝類	木村 昭一 (日本貝類学会評議員)

3 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和48年 愛知県条例第3号)(抄) (指定希少野生動植物種)

第35条 知事は、県内に生息し、又は生育する絶滅のおそれのあるものとして次の各号のいずれかに該当する野生動植物の種のうち、特に保護を図る必要があると認めるものを指定希少野生動植物種として指定することができる。

- 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- 三 その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- 四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- 五 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物
- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、<u>あらかじめ、審議会の意見を聴かなけ</u>ればならない。
- 3 知事は、指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動植物種の種を公示しなければならない。
- 4 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 5~6略